



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月30日(土) 号外(第17号)

目次

ページ

条 例

- 群馬県県税条例及び群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)

2

■ 条 例

群馬県条例及び群馬県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十九号

群馬県条例及び群馬県地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県条例の一部改正)

第一条 群馬県条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の四第一項中「地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第二項」を「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条の二第一項」に改める。

第三十九条の三第一項中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第五十七条の二中「事業所統計」を「経済構造統計(施行規則第七条の二第一項で定めるものに限る。)」に改める。

附則第七条の七の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特例税額控除)

第七条の八 知事は、令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者(法第二十三条第一項第八号に規定する控除対象配偶者をいう。次条において同じ。)又は法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族(法第三十四条第八

項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額を超える場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前二項の規定の適用がある場合における第三十七条の三第三項及び附則第七条の五の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額(附則第七条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。)」とする。

(令和七年度分の個人の県民税の特例税額控除)

第七条の九 知事は、令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。)を有するものに限る。)の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第

七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五第一項及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条から第三十八条の二まで、附則第七条第一項、附則第七条の四の二第一項、附則第七条の五及び附則第八条第一項並びに法附則第三条の三第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第九条第三項に次の一号を加える。

三 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十条第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七

条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十一条第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条第四項に次の一号を加える。

五 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条の二第三項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十四条の四第二項に次の一号を加える。

四 附則第七条の八及び附則第七条の九の規定の適用については、附則第七条の八第一項及び附則第七条の九第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の八第二項第一号及び附則第七条の九第二項第一号中「所得割の

額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十四条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「第四十二条の十二の五第三項第一号」を「第四十二条の十二の五第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に、「又は」を「若しくは」に、「には、同条第三項第三号」を「又は当該事業年度終了の時に当該法人の同項に規定する常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、同条第五項第三号」に、「第四十二条の十二の五第三項第六号」を「第四十二条の十二の五第五項第六号」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項並びに第二十条の二第一項及び第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十二条の五第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第二十九条第一項及び第二項並びに第二十九条の二第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

(群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県県税条例附則第十五条第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
